

Jimu Net

R6.11

1. 給料が上がる (かも！)

「調査の結果、民間と県職員の給与に差が見られた。民間と同程度の水準まで上げてよいのでは？」と県人事委員会より勧告がありました。



人事委員会勧告

- ・ 例月給与 → **引上げ**
若年層に重点を置きつつ、全ての職員を対象に引上げ
- ・ 期末勤勉手当 → **引上げ**
年間支給月数：4.50月 → 4.60月
- ・ 扶養手当 → **子に係る手当を増額**
配偶者に係る手当を廃止
（“年取の壁”対策）

この勧告を受け、県議会にて議案提出・議決されれば給与改定となります。

民間と県職員の“今年度”の給与を比較したことなので、
今年度当初に遡って給与が上がると思われます（たぶん）

その場合、【既に受給した給与額】と【改訂後の給与額】の
差がまとめて支給されることになります。

これを「差額」と言います。



2. 期末・勤勉手当について

12月8日（金）は期末勤勉手当の支給日です。（この時点では引上げ前の額が支給されます）

また、年間支給額が 4.60月 に引上げというのは、手取額で言うと +30,000円くらいです。